

送 付 依 頼 書

令和 年 月 日

世羅町長 様

世羅町インターネット公有財産売却ガイドラインの各条項について同意し、落札代金納付後、買受公有財産を落札者の住所（所在地）へ着払いにより送付されるよう依頼します。

～ガイドラインより抜粋～

○着払いによる発送のみの対応となります。ただし、通常の発送が出来ない物件（車両など）の場合は、落札者が専門の運送業者等を手配してください。

○世羅町での梱包を希望される場合、再利用のダンボールを使用するなどして梱包し発送しますが、梱包状況により破損、紛失、汚損などの被害を受けた場合でも、世羅町は一切責任を負いません。また、物件によっては、梱包できない場合があります。

○送付による引き渡しを希望される場合、輸送途中での事故等により破損、紛失などの被害を受けた場合でも、世羅町は一切責任を負いません。

○重たい財産、大きな財産、壊れやすい財産などの場合、世羅町または運送業者が、送付による引き渡しが出来ないと判断した場合は、「送付依頼書」を提出後であったとしても、落札者にて直接受け取るなどの対応が必要となります。

依頼者（落札者）

住所又は所在地	〒	—
氏名又は名称		
代表者氏名		
電話番号	—	—
会員識別番号		
Eメールアドレス		

買受公有財産

売却区分番号	
物件名称	

送付先（落札者の住所等以外の場所へ送付を希望される場合に記入）

住所又は所在地	〒	—
氏名又は名称		
電話番号	—	—

※落札物の送付はクロネコヤマトの着払いを基本とします。

その他の方法（佐川急便・ゆうパック）を指定される場合はあらかじめ世羅町までお知らせください。

※運転免許証等の本人確認書類（法人の場合は登記事項証明書等）の写しと一緒に提出してください。